

付議案第12号

福岡市公民館条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和3年3月17日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、福岡市公民館条例施行規則で定める利用許可申請書等の様式について、要綱で定めることとしたため、所要の改正を行う必要があるので、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市公民館条例施行規則（昭和39年福岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「(様式第1号の1又は様式第1号の2)」を削る。

第5条第1項中「(様式第2号の1又は様式第2号の2)」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(申請書等の様式)

第14条 この規則の規定による申請又は許可に関し作成する申請書又は許可書の様式については、教育長が別に定める。

別記様式第1号の1から様式第2号の2までを削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

福岡市公民館条例施行規則（昭和39年福岡市教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則案 新旧
対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--|---|
| <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（利用の申請）</p> <p>第4条 条例第3条の規定により利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書<u>（様式第1号の1又は様式第1号の2）</u>を教育長に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>（利用の許可）</p> <p>第5条 利用の許可は、利用許可書<u>（様式第2号の1又は様式第2号の2）</u>を交付して行なう。</p> <p>2 前項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、公民館を利用するときは、前項の利用許可書を公民館職員に提示し、その指示を受けなければならない。</p> <p>第6条～第13条（略）</p> <p><u>第14条</u></p> | <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（利用の申請）</p> <p>第4条 条例第3条の規定により利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書_____を教育長に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>（利用の許可）</p> <p>第5条 利用の許可は、利用許可書（_____）を交付して行なう。</p> <p>2 前項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、公民館を利用するときは、前項の利用許可書を公民館職員に提示し、その指示を受けなければならない。</p> <p>第6条～第13条（略）</p> <p><u>（申請書等の様式）</u></p> <p><u>第14条</u> この規則の規定による申請又は許可に関し作成する申請書又は許可書の様式については、<u>教育長が別に定める。</u></p> <p><u>第15条</u></p> |

現 行

改 正 案

様式第1号の1

(削る)

様式第1号の1

| | | | | |
|--|---------|--|---|---|
| 福岡市 公民館利用許可申請書 | | 受付番号 | 第 | 号 |
| 利用日時 | 単日 | 年 月 日(曜日) 時から 時 分まで | | |
| | 継続 | 年 月 日から 年 月 日まで (毎週 曜日・毎月第 曜日・毎月 日) 時から 時 分まで | | |
| 利用する室名 | 講 堂 和 室 | そ の 他 の 室 学習室 児童等 地域研修室 集会所 団体室 | | |
| 利用目的 | | | | |
| 利用人員 | 男 女 | 人 計 | 人 | |
| 備 考 | | | | |
| <p>上記のとおり利用したいので許可くださるよう申請します。なお、利用に際しては、福岡市公民館条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく職員の指示に従います。</p> <p>年 月 日 申請者住所 氏 名</p> <p>(あて先)福岡市教育委員会教育長 (団体の場合は団体名 及び責任者氏名) (電 話)</p> | | | | |

様式第1号の2

(削る)

様式第1号の2

| | | | | |
|--|---------------------|---------------------------------------|-------|-----------|
| 福岡市 公民館利用許可申請書 | | 受付番号 | 使用料納入 | 収入命令 |
| | | 第 号 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 利用する公民館の名称 | 福岡市 公民館 | | | |
| 利用日時 | 年 月 日(曜日) 時から 時 分まで | | | |
| 利用する室名 | 講 堂 和 室 | そ の 他 の 室 学習室 児童等 地域研修室 集会所 団体室 | | |
| 利用目的 | | | | |
| 入場料その他これに類する金銭徴収の有無及びその金額 | 入場料等の有無 | 有 料 | 無 料 | 当該公民館長の判断 |
| | 金額 | 円 | | |
| 利用人員 | 人 | | | |
| 使用料 | 円 | | | |
| 備 考 | | | | |
| <p>上記のとおり利用したいので許可くださるよう申請します。なお、利用に際しては、福岡市公民館条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく職員の指示に従います。</p> <p>年 月 日 申請者住所 氏 名</p> <p>(あて先)福岡市教育委員会教育長 (団体の場合は団体名 及び責任者氏名) (電 話)</p> | | | | |

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第28条の4第7項の規定による利用許可)

現 行

改 正 案

様式第2号の1

(削る)

様式第2号の1

| | | | | |
|--|---------|--|-----|---|
| 福岡市 公民館利用許可書 | | 許可番号 | 第 | 号 |
| 利用日時 | 単日 | 年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで | | |
| | 継続 | 年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで (毎週 曜日・毎月第 曜日・毎月 日) | | |
| 利用する室名 | 講 堂 和 室 | そ の 他 の 室 学 習 室 児 童 等 地 域 研 修 室 集 会 室 団 体 室 | | |
| 利用目的 | | | | |
| 利用人員 | 男 人 | 女 人 | 計 人 | |
| 備 考 | | | | |
| 上記のとおり利用を許可します。 年 月 日 様 福岡市教育委員会教育長 印 | | | | |

様式第2号の2

(削る)

様式第2号の2

| | | | | |
|--|-----------------------|---|-----|---|
| 福岡市 公民館利用許可書 | | 許可番号 | 第 | 号 |
| 利用する公民館の名称 | 福岡市 公民館 | | | |
| 利用日時 | 年 月 日(曜日) 時 分から 時 分まで | | | |
| 利用する室名 | 講 堂 和 室 | そ の 他 の 室 学 習 室 児 童 等 地 域 研 修 室 集 会 室 団 体 室 | | |
| 利用目的 | | | | |
| 入場料その他これに類する金銭徴収の有無及びその金額 | 入場料等の有無 | 有 料 | 無 料 | |
| 利用人員 | 人 | | | |
| 使用料 | 円 | | | |
| 許可条件 | | | | |
| 上記のとおり利用を許可します。 年 月 日 様 福岡市教育委員会教育長 印 | | | | |

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による利用許可用)

福岡市公民館条例施行規則（昭和39年福岡市教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則

1 改正の理由

本件は、規則で定めている利用許可申請書等の様式について、平成30年12月26日付総法第344号「様式を規則で定める場合の判断基準の制定について」に基づき、要綱で定めることとしたため、規則を一部改正するもの。

2 内 容

下記の様式について、教育長が別に定めることとするもの。

- (1) 利用許可申請書（様式第1号の1及び様式第1号の2）（規則第4条関係）
- (2) 利用許可書（様式第2号の1及び様式第2号の2）（規則第5条関係）

3 施行期日

令和3年4月1日